

住宅支援資金のご案内

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象に、家賃の支払いを支援する「住宅支援資金」を無利子で貸し付けます。

貸付対象者

石川県内にお住いの母子家庭の母又は父子家庭の父であって①と②の両方に該当する方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 「母子・父子自立支援プログラム（*1）」の策定を受けている方

*（1）ひとり親の方の自立・就労を支援するため、個々に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取り組み等について状況を把握したうえで、それぞれのニーズに応じた支援メニューを組み合わせて、策定するものです。

貸付額などについて

入居している住宅の家賃実費を貸し付けます。

- ◆貸付額 【月額上限 4 万円】
- ◆貸付期間 【12 カ月まで】
- ◆利息 【無利子】



貸付金の返還免除

下記の①又は②に該当する場合、償還を一括して免除

- ① 現に就業していない方が、貸付けから 1 年以内に就職をし、1 年間就労を継続すること。
- ② 現に就業している方が、貸付けから 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間就労を継続すること。

お問い合わせ

「住宅支援資金貸付」の申請などに関する手続きのお問い合わせは

（公財）石川県母子寡婦福祉連合会（☎076-264-0503）

へお願いいたします。

「母子・父子自立支援プログラム」については、県の各保健福祉センター又は各市役所へお問い合わせください。

